

1 技術・人文知識・国際業務（高度人材）

（1）「技術・人文知識・国際業務」の在留資格

- ・就労を目的とした在留資格の中で、最も一般的な在留資格が「技術・人文知識・国際業務」です。
- ・日本国内で就職している外国人留学生の9割以上は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格により就労しています。

★「技術・人文知識・国際業務」により就労可能な業務

「理学・工学等の自然科学分野の技術、知識を要する業務」
「法律・経済・社会学等の人文科学分野の技術、知識を要する業務」
「外国の文化に基盤を有する思考、感受性を要する業務」などが該当。

[該当業務例]

- ・システムエンジニア、プログラマー
- ・生産技術、研究開発、建築設計、システム管理
- ・貿易等の海外との取引に関する業務
- ・経理、財務、総務、人事、法務、企画、商品開発、マーケティング
- ・通訳、翻訳
- ・語学講師

★「技術・人文知識・国際業務」の基本要件

- ・次の①～④のいずれかに該当していること。
(①～③については、従事しようとする業務との関連が求められます)
- ① 大学を卒業し、又は同等以上の教育を受けていること。
- ② 日本の専修学校(専門課程)を修了していること。
- ③ 10年以上の実務経験を有すること。
- ④ 法務大臣の告示に定める資格を有していること(情報処理関係のみ)。
- ・外国の文化に基盤を有する思考、感受性を要する業務の場合は、従事する業務に関連した業務について3年以上の実務経験を有すること。
(大学卒業者が通訳・翻訳業務に従事する場合を除く)
- ・日本人が同様の業務に従事する場合と同等額以上の報酬

(2) 採用までの流れ(外国人留学生を採用する場合)

- ・外国人を採用する場合も、基本的な流れは日本人の場合と変わりません。
- ・外国人の採用で最も留意が必要なのは『在留資格』です。採用を検討する段階から、採用の目的や職務内容を明確にし、「どのような在留資格で採用するのか」を整理しておくことが重要です。

①外国人採用の目的、採用する外国人の職務内容の明確化【企業】



②求人募集【企業】 →【大学】【専修学校】【ハローワーク】【民間職業紹介事業者】等



③選考(筆記試験・面接等)【企業】 ↔【留学生】



④採用決定(雇用契約締結)【企業】 ↔【留学生】



⑤在留資格の変更申請、許可【留学生】 ↔【地方出入国在留管理局】



⑥就労開始【企業】 【留学生】



⑦外国人雇用状況届【企業】 →【ハローワーク】

【在留資格の変更申請について】

在留資格の変更手続きは原則として本人が行うこととされていますが、申請には労働条件を明示した書類(雇用契約書等)や企業の経営状況に関する書類など、外国人を雇用する事業者が作成・準備する書類の提出も必要となります。

申請にあたっては、雇用予定の外国人(留学生等)に任せきりにせず、出入国在留管理局への相談・確認等も含め、申請手続きの支援を行いましょ

う。

重要【在留資格の審査について】

在留資格の審査(取得・変更)は個々の外国人の経歴、従事予定の業務内容を基に行われるため、卒業した大学や専攻科目等で在留資格取得の可否を一律に判断することは困難です。採用選考にあたっては、選考対象の外国人の経歴や職務内容を踏まえ、在留資格の取得(変更)が可能であるか否かも検討しておく必要があります。